

議案第五十五号

森地区草地造成事業計画の変更について

次のとおり森地区草地造成事業計画についての議決（昭和五十九年三月二十四日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年四月二十八日

三朝町長 安田 真一郎

昭和六十年四月廿八日 原案可決

三朝町議会議長名越典由



三 工事の概要中「草地造成八・六ヘクタール」を「草地造成四・一ヘクタール」に改める。

四 事業費中「一六九五四〇〇〇円」を「二三四五四〇〇〇円」に改める。

六 工事時期中「二箇年間」を「三箇年間」に改める。